別紙Ｄ０８「輸入許可等通知情報の帳票レイアウト作成における注意事項について」

端末パッケージソフトを使用しない場合の輸入許可等通知情報の帳票レイアウト作成については、以下の点を注意する必要がある。

１．対象出力情報

オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０１「輸入許可等通知情報について[*1]」を参照。

（＊１）出力情報コードごとに該当する帳票タイトルを付与する必要がある。
また、２ページ目以降の帳票タイトルには「（つづき）」を付与する必要がある。
なお、帳票タイトルはセンタリングすること。

２．出力項目の帳票へのレイアウト方法について

（１）レイアウト方法

関連する項目の集合を「グループ」とし、以下の優先順位で出力項目を設定する。
なお、詳細は該当する「帳票レイアウトマッピングイメージ」を参照。
また、出力項目ごとのグループ番号については「輸入許可等通知情報（帳票レイアウト注意事項）」を参照。

①グループ番号順。
②グループ内の上の行から下の行の順。
③グループ内の各行の左の項目から右の項目の順。

（２）レイアウトの際の注意事項

レイアウトの際の注意事項は、以下の通りである。
なお、出力項目ごとの注意事項は「輸入許可等通知情報（帳票レイアウト注意事項）」を参照。

①帳票タイトルは、別紙「輸入許可等通知情報について」のとおり、付与する。
②グループ番号及びグループ内の出力項目の項番を確認する。
③２ページ目以降のヘッダーにレイアウトしている項目は、１ページ目のヘッダーと同じ項目をレイアウトする（出力項目にはなっていない。）。
④帳票レイアウト上は非表示とする出力項目がある。
⑤繰返しのある出力項目については、帳票レイアウト上の表示回数が、出力項目表の繰返し回数と異なる出力項目がある。